

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第18号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」に、「のうち」を「であって」に、「ない者」を「いないもの」に改める。

第15条の4第1項第1号中「100分の90」を「100分の68」に改め、同項第2号中「2万8,800円」を「2万7,600円」に改める。

第15条の12第1項第1号中「100分の27」を「100分の26」に改め、同項第2号中「8,100円」を「9,600円」に改める。

第16条の4第1項第1号中「100分の23」を「100分の16」に、「100分の49」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の51」を「100分の50」に改める。

第16条の5中「9万円」を「10万円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「9万円」を「10万円」に改め、同条第1号イ中「2万160円」を「1万9,320円」に改め、同号ロ中「5,670円」を「6,720円」に改め、同条第2号イ中「1万4,400円」を「1万3,800円」に改め、同号ロ中「4,050円」を「4,800円」に改め、同条第3号イ中「5,760円」を「5,520円」に改め、同号ロ中「1,620円」を「1,920円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4第1項、第15条の12第1項、第16条の4第1項、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。